

令和3年 駐在所だより

幸の橋9月号



発行
嘉川駐在所
國光朋彦
☎ 989-2007

9月11日は「警察相談の日」



ストーカーやDV、子どもの非行、悪質商法、近隣や職場でのトラブルなど、普段の生活であなたの安全や平穏に関わる様々な問題や悩みごとはありませんか。

そのような時には、ひとりで悩まず、山口南警察署の「警察安全相談係」や警察本部の「警察総合相談室」にご相談ください。

山口南警察署 警察安全相談係 083-972-0110

山口県警察本部 警察総合相談室 短縮ダイヤル #9110

ダメ・絶対飲酒運転

飲酒運転は極めて危険で悪質な犯罪行為です。アルコールを少しでも摂取すると、車の運転に必要な発見反応・操作が遅れて重大事故につながります。本人が強い意志を持つことも大事ですが、周囲の人も飲酒運転を助長するような行為は絶対にやめましょう。

クロスボウは所持禁止になります

銃刀法が改正され、クロスボウ（通称：ボウガン）の所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※ 改正法は、公布の日（令和3年6月16日）から9か月以内に施行されます。

手つかずの琥珀色して古梅酒
原田美千江

駆足で過ぎゆく日々の夏を生く
松村桂子



改正ストーカー規制法の施行

この度、ストーカーの悪質な手段として問題となっていた、元交際相手等の自動車にGPS機器を取り付ける行為等を規制する法改正が行われ、以下の行為が、新たな規制対象となっています！

- ① 見張りの方法等
例 あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に、相手が押し掛けた。
- ② 手紙の連続送付等
例 相手から、あなたの自宅や勤務先に毎日手紙が届く。
- ③ GPS機器関係
例 あなたの自動車にGPS機器をひそかに取り付けられた。